# 受付期間 10月1日四~31日 环 来年 4 月からの保育所等利用申し込み

問い合わせ 子育て推進課 229-3167 229-3451

## \*\*·保育所等とは\*\*\*

保護者が働いている場合や、病気などのために 保育が必要と認められた小学校就学前の子どもに 対し、保護者に代わって保育を行う施設です。保 育所、保育を提供する認定こども園、地域型保育 事業があります。

5ページ一覧にある保育所等を 来年4月1日から利用したい人の 申し込み受け付けを開始します。



※4月1日より後に利用開始を希望する場合は、 利用開始希望日の2カ月前から受け付けます。

### •・・利用申し込みをするには

### 教育・保育給付認定の申請

保育所等を利用する場合は、2号認定または3号認定の「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

※1号認定を受けて認定こども園を利用する場合の 申し込み方法は、広報津8月1日号をご覧ください。受付期間などが異なりますのでご注意ください。

### 認定区分の種類

認定区分	対象となる子ども	利用先
1号認定	満3歳以上で小学校就学前の子ども(2号認定を除く)	市立幼稚園、新制度に移行した私立幼稚園、認定こども園(おおむね4時間の利用)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労 や疾病等により保育を必要 とする小学校就学前の子ども	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労 や疾病等により保育を必要 とする小学校就学前の子ども	保育所、認定こども園、地 域型保育事業

#### 保育必要量と保育利用時間

2号認定または3号認定を受けた場合、保育を必要とする事由や内容に応じて「保育必要量」が認定されます。認定された「保育必要量」によって、保育所等を利用できる時間が変わります。

保育必要量	利用可能時間(1日当たり)	認定条件の例
保育標準時間	必要に応じて最長11時間 (おおむね7時30分~18時) ※保育所等により異なり ます。	月120時間以上の就労または介護・看護、就学、妊娠・出産、障がい・疾病、災害復旧により保育が必要と認められる場合
保育短時間	必要に応じて最長8時間 (8時30分~16時30分)	月60時間以上120時間未満の就労または介護・看護、就学、求職活動などにより保育が必要と認められる場合

## •• 提出書類と申し込み方法

#### 提出書類

- 子どものための教育・保育給付認定申請書
- 就労証明書など保育の必要性を確認するための 書類(5ページ表参照)
- 保育所等利用申込書(続紙も含む)
- 意見書(教育・保育給付認定を希望する子ども に障がいがあるなど配慮が必要な場合のみ)
- ●申し込みをする子どもと保護者(父母)のマイナ

ンバーカードまたは通知カードと面接に来る人の本人確認ができるもの(運転免許証など)

#### 申し込み

子育て推進課または各総合支所市民福祉課(福祉課)、各保育所等で配布する申込書類に必要事項を記入し、配布場所のいずれかに提出

#### 受付期間

10月1日(火)~31日(木)

# ••・利用までのスケジュール・

- 9月 申込書類の配布
- 10月 保育所等利用申し込み、教育・保育給付認定申請の受け付け
- 11月 保育所等の利用に当たっての面接(日時と実施場所は、申込書類受け付け時にお知らせします)
- 2月 保育所等利用決定のお知らせ
- 3月 利用開始に伴う各保育所等での説明会

